6　主務大臣及び都道府県知事は、毎年度、幼保連携型認定こども園において発生した入園児虐待の状況等を公表するものとした。（第二七条の七第二項関係）

7　国は、入園児虐待の事例の分析を行うとともに、入園児虐待の予防及び早期発見のための方策、入園児虐待があった場合の適切な対応方法に資する事項について調査及び研究を行うものとした。（第二七条の八関係）

七　子ども・子育て支援法の一部改正関係

1　子ども・子育て支援法第一九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下この七において「満三歳以上保育認定子ども」という。）が、満三歳以上保育認定子どもを対象とする特定地域型保育（満三歳以上限定小規模保育（満三歳以上限定小規模保育事業として行われる保育をいう。以下同じ。）に限る。）であって、保育必要量の範囲内のものを受けたときについて、地域型保育給付費を支給するものとした。（第二九条第一項関係）

2　満三歳以上保育認定子どもが、教育・保育給付認定に係る申請の日から当該教育・保育給付認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定地域型保育を受けたときについて、特例地域型保育給付費を支給することができるものとした。（第三〇条第一項関係）

3　満三歳以上限定小規模保育の事業を行う特定地域型保育事業者の確認について、事業所ごとに、子ども・子育て支援法第一九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めて、市町村長が行うものとした。（第四三条第一項及び第二項関係）

4　市町村子ども・子育て支援事業計画において、各年度の教育・保育提供区域における特定地域型保育事業所に係る子ども・子育て支援法第一九条第二号に掲げる小学校就学前子ども（満三歳以上限定小規模保育を利用するものに限る。）の必要利用定員総数等について定めるものとした。（第六一条第二項関係）

八　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正関係

保育教諭等の資格の特例として、地域限定保育士登録のみを受けた者についても、認定地方公共団体の区域に所在する幼保連携型認定こども園に保育教諭等として勤務することができるものとした。（附則第五条第一項関係）

九　医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部改正関係

保育所等の設置者等が、在籍している医療的ケア児等が適切な医療的ケア等の支援を受けられるようにするために講ずる措置の例示に、地域限定保育士登録を受けている者の配置を追加するものとした。（第九条第二項関係）

一〇　学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の一部改正

児童福祉法第三三条第一項第一号に規定する登録一時保護委託者を学校設置者等に位置付けるものとした。（第二条第三項関係）

一一　施行期日等

1　検討規定

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。（附則第二条関係）

2　経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定の整備を行うこととした。（附則第三条～第二一条関係）

3　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和七年一〇月一日から施行することとした。

◇災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一八二号）（内閣府本府）

1　東日本大震災の際の災害援護資金に係る都県の貸付金について、市町村（指定都市を除く。以下同じ。）が、借受人に対し、償還金の支払を猶予したときは、都県は、地方自治法施行令に基づき、当該貸付金の履行延期の特約等をすることができることとした。（附則第二項関係）

2　東日本大震災の際の災害援護資金に係る国の貸付金について、次に掲げる場合においては、国は、国の債権の管理等に関する法律に基づき、当該貸付金の履行延期の特約等を行うことができるものとし、この場合において、履行延期の特約等を行った貸付金については、利息を附されないもの等とすることとした。（附則第三項関係）

㈠　都県が、市町村に対し、都県の貸付金の償還期限を延長したとき。

㈡　指定都市が、借受人に対し、償還金の支払を猶予したとき。

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第一八三号）（内閣府本府）

1　令和六年九月二〇日から同月二三日までの間の豪雨による激甚災害について、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を令和八年四月二八日まで延長することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一八四号）（国土交通省）

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四三号）の施行期日は、令和七年一〇月一日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は同年七月一日とすることとした。

◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一八五号）（財務省）

1　国立公園制度一〇〇周年を記念するため発行する一、〇〇〇円の貨幣の素材、品位、量目及び形式を定めることとした。（別表第一関係）

2　1に掲げる記念貨幣の発行枚数を、二〇万枚追加し、四四万枚に改めることとした。（別表第三関係）

3　2で追加する貨幣で一枚を容器に入れたものの価額にあっては、一万三、八一九円とすることとした。（別表第四関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。